

令和 7 年度板野町障がい者優先調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障がい者就労施設等からの物品等の優先調達について一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針は、町の全ての機関に適用する。

3 対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 4 項に規定する以下の施設等とする。

（１）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

（２）障がい者を多数雇用している企業

ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①から③の全てを満たすもの）

① 障がい者の雇用者数が 5 人以上

② 障がい者の割合が従業員の 20 % 以上

③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30 % 以上

（３）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象となる物品等

調達の対象となる物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

消耗品、各種記念品、食料品、その他障がい者就労施設等が提供することが可能な物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・除草作業、情報処理、その他障がい者就労施設等が提供することが可能な役務

5 基本的な考え方

(1) 全庁的な取組の推進

障がい者就労施設等からの物品等の調達について全庁的に取り組むものとし、円滑な調達の推進に努める。

(2) 計画的な調達の推進

予算及び事務又は事業の予定等を勘案し、計画的な障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

6 調達の推進方法

(1) 障がい者就労施設等からすでに調達している物品等については、引き続き積極的に調達を行うとともに、これまで調達の実績のない物品等についても検討する。

(2) 調達に当たっては、共同受注窓口である特定非営利活動法人とくしま障がい者就労支援協議会を活用するとともに、町内の障がい者就労施設等で調達できる物品等については積極的にこれを利用する。

(3) 障がい者就労施設等からの調達が可能な物品等については、福祉保健課が当該施設等からの情報をもとに情報提供するとともに、各種照会等に対応する。

(4) 調達に当たっての仕様等を定める際には、必要十分かつ明確なものとするともに、予定価格については、取引の実例価格を考慮して適正なものとなるように設定する。

(5) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。

(6) 調達に当たっては、地方自治法施行令及び板野町財務規則等で定める手続きによる随意契約を活用する。

7 調達の目標

障がい者就労施設等からの物品等の調達については、物品及び役務ともに、前年度の実績を上回ることを目標とする。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を作成又は見直しをしたときは、町ホームページ等により公表する。

(2) 毎会計年度終了後調達実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

9 その他の取組

（１）徳島県等との連携を深めながら、障がい者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

（２）町に関係する各種団体等に対しても、障がい者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を得るように努める。

実績のある障がい者就労施設等

○ 特定非営利活動法人 とくしま障がい者就労支援協議会

住所 徳島市南矢三町2丁目1番59号 徳島県立障がい者交流プラザ3F

電話 088-602-7560